

令和3年3月12日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市障害者施策推進協議会
会 長 中村 雄一



次期亀岡市障がい者基本計画及び亀岡市障がい福祉計画の策定について(提言)

令和3年3月31日で期間満了を迎える上記の計画について、次期計画の策定が必要であると考え、障害者基本法第36条第4項の規定による「合議制の機関」の「意見」として、当協議会で作成した計画の草案を提出します。

つきましては、令和3年4月1日以降の次期計画について、当草案を採り入れて策定いただきますよう提言します。

記

1 提出計画草案名称

第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画

2 計画概要

(1) 第4期亀岡市障がい者基本計画

- ア 法定名称：市町村障害者計画
- イ 計画期間：令和3年4月1日～令和9年3月31日
- ウ 策定根拠：障害者基本法第11条第3項

(2) 第6期亀岡市障がい福祉計画

- ア 法定名称：市町村障害福祉計画
- イ 計画期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日
- ウ 策定根拠：障害者総合支援法第88条第1項

(3) 第2期亀岡市障がい児福祉計画（上記（2）と一体策定）

- ア 法定名称：市町村障害児福祉計画
- イ 計画期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日
- ウ 策定根拠：児童福祉法第33条の20第1項

3 その他

計画草案の策定経過及び策定に係る関係者名簿については、草案冊子内に記載しています。

事務局	〒621-8501 亀岡市安町野々神8 亀岡市健康福祉部障がい福祉課 障がい総務係 電話 (0771) 25-5031 FAX (0771) 25-5511
-----	---